

評議員及び役員の報酬及び費用弁償規程

公益財団法人医食同源生薬研究財団

(総則)

第1条 公益財団法人医食同源生薬研究財団（以下「財団」という。）の定款第16条及び第32条の評議員及び役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第23条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 評議員及び役員には、評議員会又は理事会への出席、財団に置かれる委員会への出席及びその他財団が主催又は共催するセミナー等（以下「主催セミナー等」という。）への出席に係る対価として報酬を支払うものとし、その額は別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬は、月ごとに月末金融機関振込により支払う。

(費用)

第5条 評議員及び役員がその職務を遂行する場合に必要な費用については、その実費相当額を前条の規定に準じて支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年6月17日から施行し、一般財団法人医食同源生薬研究財団の設立の日（2021年4月14日）から適用する。

附 則（2022年2月3日）

この規程は、2022年2月3日から施行する。

附 則（2023年6月22日）

この規程は、2023年6月22日から施行する。

別表 報酬の額（第3条関係）

区分	業務内容	1日当たり金額（源泉徴収税差引後）
評議員	（1）評議員会出席	10,000円
	（2）主催セミナー等出席	10,000円
理事	（1）理事会又は評議員会出席	10,000円
	（2）財団に置かれる委員会出席	10,000円
	（3）主催セミナー等出席	10,000円
監事	（1）理事会又は評議員会出席	10,000円
	（2）決算監査、業務監査	10,000円
	（3）主催セミナー等出席	10,000円